

大臣官房会計課所掌機関

法人名	法人番号	住所	対象部局	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社中央技術コンサルタント	5011101013001	東京都新宿区西新宿8丁目5番1号	東北運輸局、航空局、東京航空局、海上保安学校、第二管区海上保安本部、気象庁、仙台管区気象台	R7.10.24 ~ R8.1.23 (3か月)	指名停止措置要領 別表第2第8号イ適用 (公契約関係競売等妨害又は談合)	当該事業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警察に公契約関係競売等入札妨害の容疑で逮捕され、令和7年8月8日、仙台地方検察庁に公契約関係競売等入札妨害の罪で起訴された。 その後、当該事業者の東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年8月20日、仙台地方検察庁に公契約関係競売等入札妨害の罪で追起訴された。
株式会社ジェイアール東日本企画	7011001029649	東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号	大臣官房会計課、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、航空局、東京航空局、大阪航空局、海上保安庁、海上保安大学校、海上保安学校、第一管区海上保安本部、第二管区海上保安本部、第三管区海上保安本部、第四管区海上保安本部、第五管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、第七管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、第九管区海上保安本部、第十管区海上保安本部、第十一管区海上保安本部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、札幌管区気象台、仙台管区気象台、東京管区気象台、大阪管区気象台、福岡管区気象台、沖縄気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）、海難審判所	R7.11.11 ~ R8.8.10 (9か月)	指名停止措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、国土交通本省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件（※）に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。 (※)「住宅市街地総合整備事業補助金（空き家対策総合支援事業（モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業））」及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（観光再始動事業）」
H O E i 有限会社	1360002021478	沖縄県石垣市字新川2429番地	大阪航空局、第十一管区海上保安本部、気象庁、沖縄気象台	R7.11.14 ~ R8.2.13 (3か月)	指名停止措置要領 別表第2第3号イ適用 (贈賄)	当該事業者の代表取締役は、沖縄県糸満市が発注した公園遊具の更新実施設計委託業務を巡り、当該事業者が特約店契約を結ぶ遊具製造会社の遊具が採用されるよう便宜を図る見返りとして、同市職員に家電製品を供与したとして、令和7年9月10日、沖縄県警察に贈賄容疑で逮捕され、同年10月1日、那覇地方検察庁に贈賄罪で起訴された。
			九州運輸局、航空局、海上保安学校、第七管区海上保安本部、第十管区海上保安本部、福岡管区気象台		指名停止措置要領 別表第2第4号イ適用 (贈賄)	
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	大臣官房会計課、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、航空局、東京航空局、大阪航空局、海上保安庁、海上保安大学校、海上保安学校、第一管区海上保安本部、第二管区海上保安本部、第三管区海上保安本部、第四管区海上保安本部、第五管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、第七管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、第九管区海上保安本部、第十管区海上保安本部、第十一管区海上保安本部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、札幌管区気象台、仙台管区気象台、東京管区気象台、大阪管区気象台、福岡管区気象台、沖縄気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）、海難審判所	R7.11.21 ~ R8.1.20 (2か月)	指名停止措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該事業者及びA社は、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車（じんかいしゃ）に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。 このことにより、令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。
極東開発工業株式会社	7140001068512	大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番11号	大臣官房会計課、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、航空局、東京航空局、大阪航空局、海上保安庁、海上保安大学校、海上保安学校、第一管区海上保安本部、第二管区海上保安本部、第三管区海上保安本部、第四管区海上保安本部、第五管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、第七管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、第九管区海上保安本部、第十管区海上保安本部、第十一管区海上保安本部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、札幌管区気象台、仙台管区気象台、東京管区気象台、大阪管区気象台、福岡管区気象台、沖縄気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）、海難審判所			当該事業者及びB社は、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車（じんかいしゃ）に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。 このことにより、令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

大臣官房会計課所掌機関

法人名	法人番号	住所	対象部局	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
東邦車輌株式会社	1070001024734	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地	大臣官房会計課、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、航空局、東京航空局、大阪航空局、海上保安庁、海上保安大学校、海上保安学校、第一管区海上保安本部、第二管区海上保安本部、第三管区海上保安本部、第四管区海上保安本部、第五管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、第七管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、第九管区海上保安本部、第十管区海上保安本部、第十一管区海上保安本部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、札幌管区気象台、仙台管区気象台、東京管区気象台、大阪管区気象台、福岡管区気象台、沖縄気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）、海難審判所	R7.11.28 ~ R8.1.27 (2か月)	指名停止措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該事業者及びA社は、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーラの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。 また、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年7月12日までに、同年8月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。 加えて、令和4年8月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。 このことにより、令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。
日本トレクス株式会社	6180301010542	愛知県豊川市伊奈町南山新田350番地	大臣官房会計課、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、航空局、東京航空局、大阪航空局、海上保安庁、海上保安大学校、海上保安学校、第一管区海上保安本部、第二管区海上保安本部、第三管区海上保安本部、第四管区海上保安本部、第五管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、第七管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、第九管区海上保安本部、第十管区海上保安本部、第十一管区海上保安本部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、札幌管区気象台、仙台管区気象台、東京管区気象台、大阪管区気象台、福岡管区気象台、沖縄気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）、海難審判所	R7.11.28 ~ R8.1.27 (2か月)	指名停止措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該事業者及びB社は、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーラの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。 また、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年7月12日までに、同年8月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。 加えて、令和4年8月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。 このことにより、令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
株式会社浜屋組	9060001013417	栃木県矢板市本町12番6号	大臣官房会計課、関東運輸局、東京航空局、気象庁、気象研究所、東京管区気象台	R7.12.12 ~ R8.1.11 (1か月)	指名停止措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、栃木県発注の工事において、令和5年12月28日に発生した休業4日以上の労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の大田原労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。 このことにより、当該事業者の使用者（当時）は、労働安全衛生法違反により、令和7年6月10日に大田原簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
赤城造林有限会社	7070002035345	群馬県沼田市利根町根利450番地	大臣官房会計課、関東運輸局、航空局、東京航空局、海上保安庁、第三管区海上保安本部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、東京管区気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）、海難審判所	R7.12.12 ~ R8.1.11 (1か月)	指名停止措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、群馬県沼田市利根町根利地内の私有林皆伐現場において、令和5年12月12日に発生した休業4日以上の労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の沼田労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。 このことにより、当該事業者及び同社代表取締役（当時）は、労働安全衛生法違反及び労働安全衛生規則違反により、令和6年1月2月12日、沼田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月7日にその刑が確定し、令和7年7月28日、群馬県より建設業法第28条第1項第3号に基づく指示処分を受けた。
京葉ガスエナジー ソリューション株式会社	6040001026134	千葉県市川市鬼高4丁目3番5号	大臣官房会計課、関東運輸局、航空局、東京航空局、海上保安庁、第三管区海上保安本部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、東京管区気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）、海難審判所	R7.12.19 ~ R8.2.18 (2か月)	指名停止措置要領 別表第2第8号イ適用 (公契約関係競売等妨害又は談合)	当該事業者の従業員（当時）は千葉県が発注する配水管工事において、千葉県企業局の職員から漏洩された予定価格をもとに入札し公正を害したとして、令和7年7月3日、千葉地方検察庁に公契約関係競売等妨害の罪で略式起訴された。

大臣官房会計課所掌機関

法人名	法人番号	住所	対象部局	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
松浦建設株式会社	1021001033176	神奈川県小田原市新屋 8 2 番地の 1	大臣官房会計課、関東運輸局、航空局、東京航空局、海上保安庁、第三管区海上保安本部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、東京管区気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）	R7.12.19 ~ R8.3.18 (3か月)	指名停止措置要領 別表第2第3号イ適用 (贈賄)	神奈川県小田原市の下水道工事などを巡り、小田原市環境部長が当該事業者に便宜を図った見返りとして、当該事業者の代表取締役（当時）及び営業部長（当時）が、令和6年8月と令和7年2月の2回、計20万円分の商品券を渡したとして、令和7年9月24日、横浜地方検察庁に贈賄の罪で起訴された。
			海上保安大学校、海上保安学校		指名停止措置要領 別表第2第4号イ適用 (贈賄)	
株式会社ニッパツ パーキングシステムズ	1020001085203	神奈川県横浜市西区北幸 2 丁目 8 番 19 号 横浜西口 K ビル 6 階	大臣官房会計課、関東運輸局、航空局、東京航空局、海上保安庁、第三管区海上保安本部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、東京管区気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）、海難審判所	R8.1.6 ~ R8.2.16 (6週間)	指名停止措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	当該事業者は、令和3年から令和6年の間に東京都及び神奈川県で実施した複数の建設工事において、建設業法第26条第1項の規定に基づき、主任技術者として資格を有する者を工事現場に配置すべきところ、これに違反して適切な配置を行わなかった。 このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年8月1日、神奈川県知事より営業停止処分（15日間）を受けた。
東京ガス コミュニケーションズ株式会社	8010401000838	東京都新宿区西新宿 3 丁目 7 番 1 号 新宿パークタワー 7 階	大臣官房会計課、関東運輸局、航空局、東京航空局、海上保安庁、第三管区海上保安本部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、東京管区気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）、海難審判所	R8.1.6 ~ R8.3.5 (2か月)	指名停止措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	当該事業者は、東京都内の複数の民間工事において、建設業法第26条第5項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置した。 このことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、令和7年10月23日、東京都知事より営業停止処分（22日間）を受けた。
有限会社兼平	8012402005980	東京都国立市青柳 2 丁目 10 番地の 14	大臣官房会計課、関東運輸局、航空局、東京航空局、海上保安庁、第三管区海上保安本部、気象庁、気象衛星センター、東京管区気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）、海難審判所	R8.1.9 ~ R8.2.19 (6週間)	指名停止措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	当該事業者は、東京都内の公共工事において、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、下請代金の額が建設業法施行令第2条に規定する金額以上となる下請契約を締結した。 このことが、建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、東京都知事より営業停止処分（7日間）を受けた。
株式会社井上電工	2490001004817	高知県四万十市具同 7 3 6 1 番地 6	四国運輸局、大阪航空局、海上保安庁、第五管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、気象庁、大阪管区気象台	R8.1.9 ~ R8.4.8 (3か月)	指名停止措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	当該事業者の代表取締役は、高知県土佐清水市が令和7年5月28日に行った「宿泊型多文化共生コミュニティ施設改修工事（電気設備）」の指名競争入札をめぐり、官製談合防止法違反と公契約関係競売等妨害の疑いがあるとして、令和7年11月11日に高知県警察に逮捕され、同年12月2日に公契約関係競売等妨害の罪で高知地方検察庁に起訴された。